

議案第 10 号

太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 藏

理 由

消防団員の処遇を改善するため報酬の見直しを行うことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日  
条 例 第 号 〕

太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例  
(昭和 40 年条例第 181 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

(年額報酬)

第 12 条 年額報酬は、次の表の左欄に掲げる区分によりそれぞれ当該右欄に掲げる額を支給する。

区分	金額（年額）
団長	200,000 円
副団長	130,000 円
分団長	70,000 円
副分団長	58,000 円
部長	34,000 円
班長	30,000 円
団員	29,000 円

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(出動報酬)

第 13 条 出動報酬は、次の表の左欄に掲げる出動区分により消防団員が出動したときに、それぞれ当該右欄に掲げる額を支給する。

区分	金額（1 日当たり）
火災及び風水害	3,000 円
行方不明者捜索	2,000 円

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。